

議案第61号

二宮町火災予防条例の一部を別紙のように改正する。

平成29年12月1日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

重大な消防法令違反のある防火対象物について、その法令違反の内容を利用者等へ公表することにより、利用者等の防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るため、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町火災予防条例の一部を改正する条例

二宮町火災予防条例（昭和37年二宮町条例第16号）の一部を次のように改正する。
目次中「第5章の2 屋外催しに係る防火管理（第42条の2・第42条の3）」を
「第5章の2 屋外催しに係る防火管理（第42条の2・第42条の3）
第5章の3 防火対象物の消防用設備等の状況の公表（第42条の4）」
に改める。

第5章の2の次に次の1章を加える。

第5章の3 防火対象物の消防用設備等の状況の公表

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

第42条の4 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

二宮町火災予防条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第5章（略）</p> <p>第5章の2 屋外催しに係る防火管理（第42条の2・第42条の3）</p> <p><u>第5章の3 防火対象物の消防用設備等の状況の公表（第42条の4）</u></p> <p>第6章 雑則（第43条—第48条）</p> <p>第7章 罰則（第49条・第50条）</p> <p>附則</p> <p><u>第5章の3 防火対象物の消防用設備等の状況の公表</u></p> <p><u>（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）</u></p> <p><u>第42条の4 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。</u></p> <p><u>2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章（略）</p> <p>第5章の2 屋外催しに係る防火管理（第42条の2・第42条の3）</p> <p>第6章 雑則（第43条—第48条）</p> <p>第7章 罰則（第49条・第50条）</p> <p>附則</p>